

過疎地域自立促進計画を策定しました！

「小野町過疎地域自立促進計画」(以下「過疎計画」)を策定しましたので、お知らせします。

なお重点施策については次ページをご覧ください。

◆過疎計画とは・・・

過疎計画とは、生活基盤の整備による住民福祉の向上や産業の振興による働く場の創出など、過疎指定を受けた市町村が人口減少に歯止めをかけ、地域を発展向上させるために取り組む様々な施策をまとめたものです。

過疎計画を策定し、地域の自立促進に向けた総合的かつ計画的な対策を示すことで、過疎対策事業債の発行をはじめとした国の財政的支援措置を受けることができるようになります。

◆計画期間

平成28年度から32年度までの5か年間となります。

◆自立促進の基本方針

町では、平成26年4月1日

に過疎地域の指定を受けたことに伴い、平成26年9月に小野町過疎地域自立促進計画(計画期間は、平成26年度から平成27年度まで)を策定し、平成26年度および平成27年度において過疎対策に取り組んできました。

平成26年度および平成27年度では、小野山神ふれあい館の新設をはじめ、町道・橋の改修、除雪設備の整備、消防施設および設備の充実、防犯灯のLED化、スクールバスの購入などといった基盤の整備ならびに子育て応援金の交付、妊産婦健診時の費用の補助、学力向上対策などに力を入れて取り組んできたところです。

町では、過疎地域自立のため、様々な施策を着実に取り組んでおりますが、少子高齢化に伴う著しい人口減少、地域医療の確保、施設の老朽化、地域経済の活性化、財政基盤のさらなる強化、新たな行政需要への対応、地域の連

携など依然として解決しなければならぬ課題が山積しております。

一方、国においては、人口減少に歯止めをかけるとともに、将来にわたって活力ある社会を維持していくため、まち・ひと・しごと創生法が施行され、地域創生制度が始まりました。町においても、「小野町人口ビジョン」および「小野町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を平成27年10月に策定し、地域の活性化を推進する施策を過疎地域自立促進施策とともに並行して取り組んでいるところです。

今後、町が直面する現状と今日までの過疎対策の実績、さらには地域創生制度の戦略的な有効活用などにより、町の総合計画である第四次小野町振興計画後期計画を基本としつつ、自立促進に取り組んで参ります。

○計画の内容(ポイント)

地域の自立促進に必要な9つの項目として①産業の振興②交

通体系の整備、情報化及び地域間交流の促進③生活環境の整備④高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進⑤医療の確保⑥教育の振興⑦地域文化の振興等⑧集落の整備⑨その他地域の自立に関し必要な事項の現状と問題点、その対策と計画について定めております。

過疎指定の要因である人口減少に歯止めをかけ、地域の自立促進を図るべく、必要なハード事業とソフト事業を一体的に展開することにより、過疎からの脱却を目指します。

※詳しくは、小野町ウェブサイトをご覧ください。

<http://www.town.ono.fukushima.jp/soshiki/3/ono-kasokelkakaku.html>

●企画政策課

問 72-6939

